

令和8年度（新規募集）



神石高原町

医療従事者育成奨学生募集要項

将来、神石高原町内の医療機関等に医師、看護師、助産師又は准看護師として勤務しようとする方に対し、修学等に必要な資金（奨学金）をお貸しします。

その後、貸付けを受けた期間の 1.5 倍に相当する期間、継続して町内医療機関等へ勤務した場合は、返還の必要はありません。



令和8年度奨学生を募集します！

申し込み期間及び面接予定

対象	申し込み期間	面接予定日
在学生及び 進学予定者	令和7年11月16日(日)～令和8年1月31日(土)	令和8年2月14日(土)

※郵送の場合は、1月31日(土)必着

貸付対象者

- (1) 医療従事者として町内の医療機関等に勤務する意思を有する方で、勤務開始時点で満45歳未満の方
- (2) 学業の成績が優良で心身ともに健全な方
- (3) 准看護師免許所有者が、看護師となるための修学については、貸付対象となりません。
※医療機関等とは、町内の病院、診療所及び介護保険サービス事業所です。
※神石高原町に住所を有する者という条件はありません。

返還免除

奨学生	全額免除	一部免除
看護学生等	必要な資格を取得し、 <u>直ちに</u> 町内の医療機関等に勤務し、奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間、継続して勤務したとき。	町内の医療機関等に勤務後、死亡等により勤務した年数が貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間に満たない場合など。 未償還額に町内の医療機関等に勤務した年数を奨学金の貸付けを受けた期間の1.5倍に相当する期間で除した割合を乗じて得た額を免除する。

募集人数

看護学生等 5名程度

応募方法

受付期間終了までに、次の書類を神石高原町役場 健康衛生課へ提出してください。

- (1) 神石高原町医療従事者育成奨学金貸付申請書(様式第1号)
- (2) 連帯保証人が署名した誓約書(様式第6号)
- (3) 連帯保証人の印鑑証明書及び市町村民税納税証明書
- (4) 添付書類 ※次表以外にもその他町長が必要と認める書類の提出を求める事があります。

奨学生	添付書類
看護学生等	1 養成施設又は大学の在学証明書 2 在学する養成施設又は大学の看護学生等奨学金貸付者推薦調書(様式第5号) 3 在学する養成施設又は大学の学業成績表 4 申請理由等を記載した参考様式(第3条関係)

※進学予定者については、現在在学している高等学校等の在学証明書等、必要書類を提出してください。また、養成施設又は大学の入学許可を証明できる書類(合格通知書等)がある場合は添付してください。(申請時に間に合わない場合は、後日提出してください。)

※社会人の方については、添付書類1～3に替えて、履歴書を添付してください。尚、所属施設等がある方は、所属施設等の推薦調書を提出してください。

※連帯保証人は2名とし、1名は申請者及び他の連帯保証人と生計を同一にしない者として。

※様式第1号、第5号、第6号、参考様式(第3条関係)は、神石高原町役場 健康衛生課、各支所に備えています。

また、神石高原町のホームページからもダウンロードできます。

貸付金額と貸付期間

奨学生	月 額	入学支度金	貸付期間(上限)
医 学 生	令和8年度は募集なし		
研 修 医			
看護学生等	10万円以内	50万円以内	看護師5年 准看護師2年 ※助産師は募集なし

貸付方法

奨学生名義の預金口座に、次の月に振り込みます。

(1) 奨 学 金

4月振込	7月振込	10月振込	1月振込
4月分～6月分 ※初年度は5月	7月分～9月分	10月分～12月分	1月分～3月分

(2) 入学支度金 初回の奨学金と合算して振り込みます。

返還方法

返還は、貸付期間が満了した月の翌月から起算して6月を経過した後、10年以内です。

返還方法は、月賦、半年賦、年賦、一括があります。(奨学金は無利子です。)

【全額返還の参考例】

看護学生等 (3年間×10万円／月＋入学支度金)	月額 約3万4千円
--------------------------	-----------

返還猶予

次のいずれかに該当する期間は、奨学金の返還が猶予されます。

【看護学生等】

- (1) 医療従事者の免許を取得した後、大学、大学院又は養成施設に在学しているとき
(4年を限度)
- (2) 医療従事者の免許取得しようとするとき (大学又は養成施設を卒業後1年限度)
- (3) 町内の医療機関等に医療従事者として勤務しているとき
- (4) 心身の故障、災害その他やむを得ない事由により奨学金の返還が困難であると認められたとき (1年を限度)

貸付決定

「神石高原町医療従事者育成奨学金貸付審査会」において、提出書類と面接により奨学生を選定し、町長が決定します。

※上記受付期間にご応募いただいた方は、2月下旬に審査し決定します。

※面接日については、申請された方に対し別途通知します。

お問合せ先

広島県神石郡神石高原町役場

健康衛生課 健康係

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠1701番地

電話 0847-89-3366（直通）

FAX 0847-85-3541

Eメール jk-kenko@town.jinsekikogen.lg.jp

ホームページ <https://www.jinsekigun.jp/town/>

